7福祉障施第号４６０号
令和７年４月３０日

各社会福祉法人 理事長　殿

東 京 都 福 祉 局
障害者施策推進部長
（ 公 印 省 略 ）

令和７年度民間社会福祉施設設備改善整備費補助について

標記の件について、令和７年度の民間社会福祉施設・設備の改善整備に係る整備費補助事業を実施するので、別添「令和７年度民間社会福祉施設設備改善整備費補助要綱（以下「補助要綱」という。)」及び「協議書」の様式を送付します。

対象となる事業について補助を希望する法人は、下記により補助協議書を提出してください。

記

１　提出していただく書類

	郵送	メール
１　障害者施策推進部長宛て送付書（鑑）※	○	○
２　補助協議書　別紙１－１、１－２ ※	○	○
２－１　補助協議書補足資料 ※	○	○
３　見積書（内訳付、２社分）	○	
４　図面（平面・立体・配置図）	○	
４－１　修繕箇所の写真	○	
４－２　施設所在地案内図	○	
４－３　土地・建物の登記簿謄本	○	
５　銀行口座残高証明書（５月１日時点）	○	

※は東京都から送付したもの。
上記に加え、決算終了後に決算報告書（６月上旬頃）

２　提出期限

上記１に記載された協議書と添付書類等一式は、上記１の１送付書に代表者印を押印した上で、**令和７年５月１３日（火曜日）【必着】**までに**郵送**で提出してください。

※以下の３点につきましては、**令和７年５月１３日（火曜日）午前１０時まで**に**電子メール**でデータでも送付していただきますようお願いいたします。

１「障害者施策推進部長宛て送付書（鑑）」
２「補助協議書協議書」のうち別紙１－１、１－２（ファイル名：「2 R7 協議書」）
３「補助協議書補足資料」

３　補助対象事業

補助要綱３に定める事業であり、かつ、次に掲げるものとします。

（１） 社会福祉法人が設置（賃貸を除き、法人が所有）する都内施設及び都外施設（都民対象）です。

（２） 中規模修繕は、修繕に要する事業費が１,０００万円未満（通所施設は５００万円未満）とし、軽易な整備を除きます。

（３） 限られた予算枠のため、例年、補助できる件数に限りがあります（令和６年度は５件です)。

　つきましては、整備費補助を希望する法人間の機会均衡を図るため、以下の方法で選定します。

ア　一法人につき一施設を限度として補助します。

イ　創設後１０年以上経過した施設を優先します。

ウ　前年度に当該改善整備費補助を受けていない法人・施設を優先します。

エ　工事等の整備期間が令和７年度末までに完了するものに限ります。

４　協議に当たっての留意点

（１）事業実施者は、社会福祉法人のみが対象です。

（２）当該事業は、情報公開の対象となります。

（３）協議書の正式受理後は、事業計画の変更はできません。

（４）協議書受理後、必要に応じて当方で現地調査を実施します。（５月１５～２１日予定）

（５）提出書類は、**Ａ４版**サイズに揃えてください。図面等も同一サイズにして添付してください。

５　提出先

（１） メール提出の書類・送付先について

＜宛先＞ 施設サービス支援課生活基盤整備担当　石原 Kazuho_Ishihara@member.metro.tokyo.jp

※送付書は押印不要です。

※メール後、送達確認のための電話連絡をお願い致します。

（２）郵送提出の書類・送付先について

＜宛先＞ 〒163-8001　新宿区西新宿２－８－１ 東京都福祉局　障害者施策推進部　施設サービス支援課　生活基盤整備担当

※送付書は押印をお願い致します。

担　当： 施設サービス支援課生活基盤整備担当　石原
電　話： ０３-５３２０-４１５２ （内線）３３-２７５
ＦＡＸ ： ０３-５３８８-１４０７
E-mail: Kazuho_Ishihara@member.metro.tokyo.jp